

(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（概要版）

1 経緯 【P 1】

本市の消防は、昭和46年11月3日に袖ヶ浦町と平川町が合併し、新生「袖ヶ浦町」となり、昭和48年4月1日に袖ヶ浦町消防本部及び消防署を開設しました。

以降50年以上が経過し、国及び地方公共団体においても公共施設の耐震化に取り組んでおり、防災拠点施設としての消防庁舎の役割は重要な事項として位置づけられています。

このようなことから、既存の老朽化した中央消防署（消防本部）と長浦消防署は3キロメートル圏内に位置し、袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画においても、消防本部・中央消防署と長浦消防署は統合に向けた検討を行うこととしていることから、既存庁舎敷地及び新たな土地の候補地を選定し、各候補地の検討・評価を実施してきました。

2 候補地の概要 【P 6】

①消防本部・中央消防署敷地（福王台4-10-7）

・市街化区域（第二種住居地域・第二種高度地区）／建蔽率60%、容積率200%

②長浦消防署敷地（長浦580-146）

・市街化区域（準工業地域）／建蔽率60%、容積率200% [高潮浸水想定区域]

③新たな土地A（飯富地先）

・市街化調整区域／建蔽率60%、容積率200% [一部農業振興地域、埋蔵文化財包蔵地]

④新たな土地B（神納地先）

・市街化調整区域／建蔽率60%、容積率200% [農業振興地域、市内河川氾濫推定区域]

3 候補地の評価等 【P 7～P 12】

4ヶ所の建設候補地を比較検討及び評価した結果、

①消防本部・中央消防署敷地は、主要幹線道路に接しアクセスは良いものの、面積が狭隘のため駐車場や訓練施設を敷地外に整備する必要があります。

②長浦消防署敷地は、面積は確保できるものの、千葉県や本市で公表している地図情報（防災）において、高潮浸水想定区域に含まれています。

③新たな土地Aは、管轄区域（統合後）のほぼ中央であり、千葉県や本市で公表している地図情報（防災）においては、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害は想定されていません。

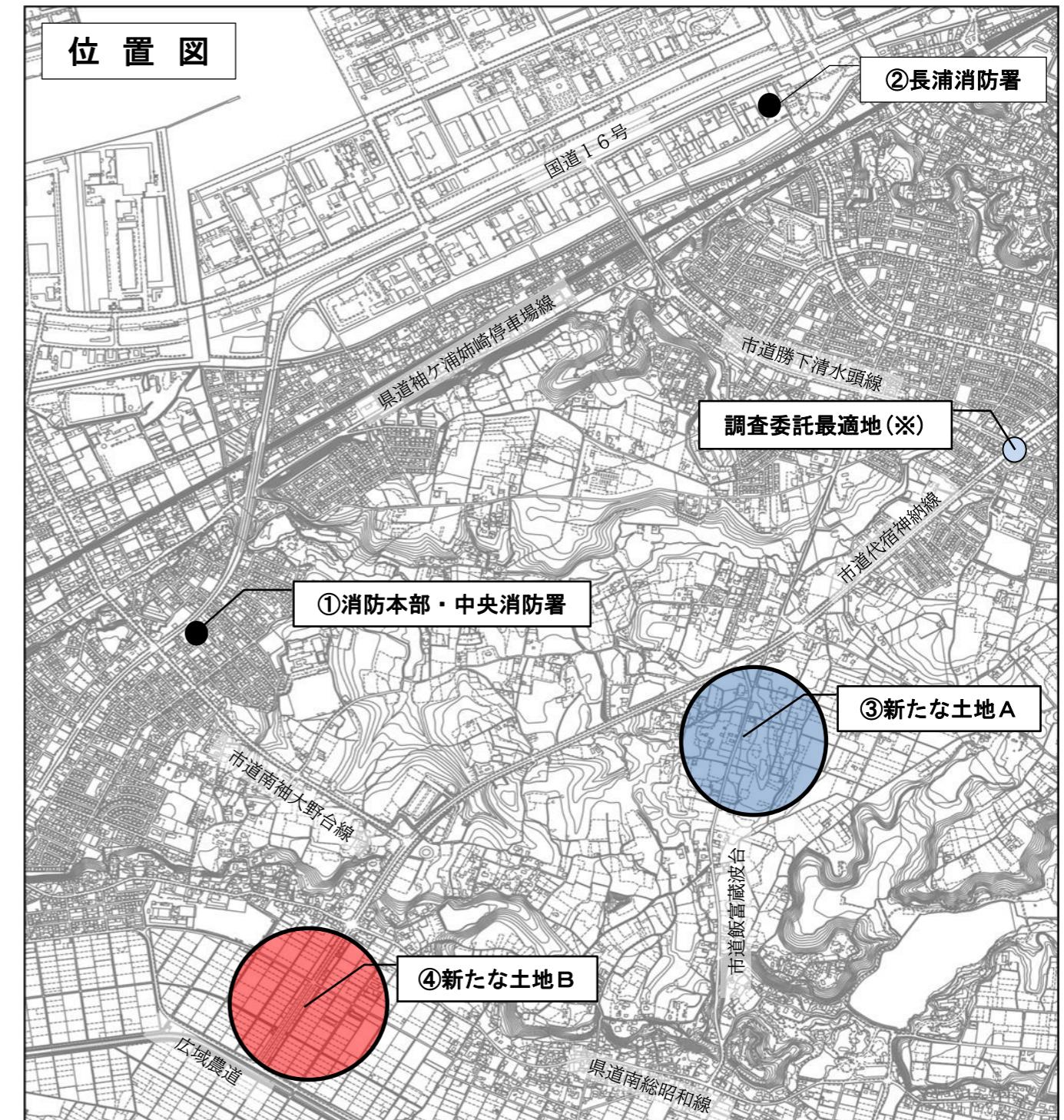
建設地に、農振農用地を含む場合は、指定の解除が必要となります。

④新たな土地Bは、管轄区域（統合後）の南側であり、長浦地区からの距離は長くなります。また、千葉県や本市で公表している地図情報（防災）のうち、市内河川氾濫推定図において3.0m～5.0mの浸水区域となっています。建設地は、農振農用地であることから、指定の解除が必要となります。

○防災拠点としての施設を立地するに際し、災害現場までの所要時間や河川氾濫、高潮などの被害想定の無い「③新たな土地A」を最適地と評価しました。

4 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定 【P 13】

令和9年度までに「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」を策定し、建設地・建物の規模や構造・概算事業費・事業スケジュール等を示します。



►③新たな土地A（飯富地先）で事業を推進します。

調査委託最適地(※) . . .

平成30年度に実施した「袖ヶ浦市消防本部消防力適正配置等調査委託」において、現在の3署体制を2署体制とした場合の最適地